

第7節 証券会社等に対する検査

検査実施状況の概要（資料19-1-12参照）

国内証券会社に対しては、顧客の分別資産の分別保管の適切性及び自己資本規制比率の正確性について重点的に検証を行った。その際、必要に応じ、証券取引の公正性の確保に関して検査を実施している証券取引等監視委員会と連携を図り合同検査を行うなど、効率的で実効性の高い検査の実施に努めている。次に投資信託委託業者及び投資顧問業者については、新たに整備された「投資信託委託業者・投資法人・投資顧問業者検査マニュアル」に基づき、顧客への忠実義務や説明義務の遵守状況等について重点的に検証してきたところである。

証券会社等に対する検査については、金融庁及び財務（支）局において証券会社70社と投資信託委託業者・投資法人・投資顧問業者42社に対して検査を実施している。このうち、証券会社49社、投資信託委託業者・投資法人・投資顧問業者26社に対して検査結果を通知している。

なお、検査に当たっては、証券会社については1社当たり平均して16.8日間の立入日数で、5.0人を投入し、投資信託委託業者・投資法人・投資顧問業者については1社当たり平均して12.1日間の立入日数で、4.1人を投入している。

検査結果の概要

検査（13検査事務年度に実施した検査を一部含む。）において指摘した主な事例は、以下のとおりである。

1. 法令等遵守状況等

顧客に交付すべき法定書面を交付していないものや、他社の取締役を兼職している取締役について届出を行っていないものが認められた。

2. 内部管理態勢等

無断売買や未確認売買等の証券事故に対する改善策を策定しているものの、営業員管理等の防止策の実施が不十分であるものが認められた。

顧客への時価情報の提供について、算定の根拠となった資料を保存していなかったものや、顧客への提供方法に問題があるものが認められた。

投資一任契約に係る顧客資産に自らが設定する投信を組み入れているにもかかわらず、その旨を顧客に開示していないものが認められた。

内部監査が人員の不足などから有効に機能していないほか、管理部門による内部けん制が十分に機能していないものが認められた。

3. リスク管理状況

顧客からの注文をシステムへ入力する際、複数の担当者が同一のパスワードを共有して注文入力しているものが認められた。